

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 9 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容

上越市柿崎体育館、上越市柿崎第 1 庭球コートにおける使用料徴収事務

2 委 託 先

名 称：公益財団法人 上越市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地：上越市西城町 1 丁目 12 番 4 号

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで